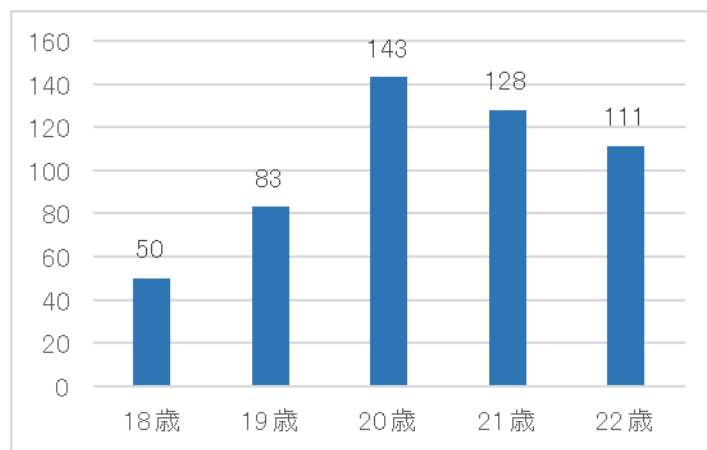


成年年齢下げで契約注意

民法改正により、令和4年4月から成年（成人）年齢が20歳から18歳に引き下げられます。消費生活相談では、20歳を境に相談件数が急増しており、成年年齢の引き下げにより新たに成年となる若者の消費者トラブルの増加が懸念されます。

- ▼知人から簡単にもうかる話があると喫茶店に呼び出された。知人の先輩も同席し、入会金30万円を払ってオンラインカジノの入会を勧められた。入会者を勧誘すれば、マージンも手にでき、海外にも行けると言われた。お金がないと断ると、消費者金融でお金を借りる方法を指南された。（20歳・男性）
- ▼SNS上の友人から会って話したいと言われた。投資セミナーと一緒に参加し、1日3万円確実にもうかるFX自動売買システムの購入を50万円で勧められ、カード決済したが、思ったように稼げない。（22歳・男性）
- ▼副業サイトに登録した。動画サイトに投稿して稼ぐ方法を教えるテキストを1万円で購入したところ、無料通話アプリを通してさらにもうけるサポート保証プラン20万円の契約を勧誘された。すぐに元が取れると言われたが、サポートを受けることもできず稼げない。（20歳・女性）

成年に達すると、親の同意を得なくても自分の意思でさまざまな契約ができるようになります。未成年者の場合は、親の同意を得ずに行った契約は取り消すことができますが、成年になると簡単には取り消せません。そのため、成人して間もない若者を狙う悪質な業者もいます。手持ちのお金がないと言っても借金することまで指南され、被害に遭うことも少なくありません。



※県内の消費生活相談窓口寄せられた成年前後の若者からの相談件数(令和元年度)

若者の消費者トラブルでは、友人やSNSで知り合った人から投資や副業などのもうけ話を持ち掛けられ、安易に信じてしまうケースが多くみられます。「簡単にもうかる」といった誘い文句はうのみにせず、契約内容やリスクについて慎重に判断しましょう。また、断りにくいと思っても契約をしたくなければ、きっぱりと断りましょう。

岐阜県県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。

電話058-277-1003です。（開設時間：平日8:30～17:00）

土曜日は電話相談（9:00～17:00）のみ

受付消費者ホットライン ☎（局番なし）188番（いやや!）

※☎（局番なし）188番は、お住まいの市町村相談窓口又は県民生活相談センターにつながります。